

令和4年有田市議会12月定例会

議事日程（第1号）

令和4年12月2日 午前10時開議

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 仮議長の選任を議長に委任する件
- 日程 4 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度有田市一般会計補正予算(第4号))
- 日程 5 議案第47号 有田市立保育所条例の一部を改正する条例
- 日程 6 議案第48号 有田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 7 議案第49号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 8 議案第50号 有田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程 9 議案第51号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程 10 議案第52号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 11 議案第53号 有田市特別職給与条例の一部を改正する条例
- 日程 12 議案第54号 有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 13 議案第55号 有田市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 14 議案第56号 有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 15 議案第57号 有田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程 16 議案第58号 有田市都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程 17 議案第59号 令和4年度有田市一般会計補正予算(第5号)
- 日程 18 議案第60号 令和4年度有田市一般会計補正予算(第6号)
- 日程 19 議案第61号 令和4年度有田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程 20 議案第62号 令和4年度有田市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程 21 議案第63号 令和4年度有田市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程 22 議案第64号 令和4年度有田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程 23 議案第65号 令和4年度有田市上水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程 24 議案第66号 工事請負契約の変更について
- 日程 25 議案第67号 工事請負契約について
- 日程 26 議案第68号 市道の認定について
- 日程 27 議案第69号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程 28 議案第70号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程 29 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 仮議長の選任を議長に委任する件
- 日程 4 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度有田市一般会計補正予算(第4号))から
- 日程 2 9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての提案理由の説明
- 日程 4 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度有田市一般会計補正予算(第4号))
- 日程 1 7 議案第59号 令和4年度有田市一般会計補正予算(第5号)
- 日程 2 0 議案第62号 令和4年度有田市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の質疑及び審議

出席議員 14名

1番	中西登志明	2番	上野山善久
3番	成川満	4番	小西敬民
5番	上山寿示	6番	池田敦城
7番	岡田行弘	8番	児嶋清秋
9番	中谷桂三	10番	堀川明
11番	生駒三雄	13番	福永広次
14番	西口正助	15番	浜口元司

欠席議員 0名

議事説明員

市長	望月良男	副市長	田代利彦
教育長	前田悦雄	経営管理部長	嶋田博之
経営管理部理事	早川ちひろ	経営管理部参事	脇村哲弘
市民福祉部長	宮崎三穂子	経済建設部長	上田敏寛
経済建設部理事	梅本陽子	水道事務所長	北野宏幸
教育次長	伊藤正人	消防長	嶋田富司
病院事務長	神保佳紀		

議会事務局職員

局長	田中聡	次長	福永康一
書記	大谷真也		

午前10時00分 開会

○議長（西口正助君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名であり、定足数に達しております。

これより、本日をもって招集されました令和4年有田市議会12月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず、議長会関係の諸会議につきましては、お手元へ配付の報告書のとおりであります。詳細につきましては、関係書類を事務局に備えておりますので、御照覧願います。

次に、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（田中 聡君） 報告いたします。

12月2日付、有市総E第1044号をもって、市長から議長に宛て、議案第46号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度有田市一般会計補正予算（第4号））から、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての、議案25件、諮問1件の送付を受けました。お手元へ配付のとおりであります。

次に、10月18日付をもって、和歌山市手平2丁目1の2、県民交流プラザ・和歌山ビッグ愛6階、特定非営利活動法人和歌山県腎友会理事長大岡正友氏より、透析患者の重度心身障害児（者）医療費助成制度の継続ほか4項目の要望書が、また11月24日付をもって、有田市箕島33の1、有田市シルバー人材センター理事長松村秀一氏より、地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望がそれぞれ提出されました。

写しにつきましては配付棚に配付させていただいております。

以上でございます。

○議長（西口正助君） 報告は終わりました。

これより日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、地方自治法第123条第2項の規定により、2番上野山善久君、3番成川満君、4番小西敬民君の3名を指名いたします。

次に、日程2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期について、議会運営委員会委員長より報告を願うことにいたします。

議会運営委員会委員長上山寿示君。

○議会運営委員会委員長（上山寿示君） おはようございます。議会運営委員会から御報告いたします。

令和4年有田市議会12月定例会に先立ちまして、去る11月25日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

会期につきましては、本日より12月22日までの21日間とすることに決定いたしました。会期中の会議予定につきましては、お手元へ配付の会議予定表のとおりであります。皆様方の御協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（西口正助君） 委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12月22日までの21日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西口正助君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月22日までの21日間と決しました。

次に、日程3、仮議長の選任を議長に委任する件を議題といたします。

お諮りいたします。

時節柄、正副議長ともに事故があるときに対応し、滞りなく議会運営を行うため、地方自治法第106条第3項の規定により、今期定例会会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西口正助君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決しました。

それでは、議長において、今期定例会会期中における仮議長として、5番上山寿示君を指名いたします。

次に、日程4、議案第46号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度有田市一般会計補正予算（第4号）から、日程29、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでの議案25件、諮問1件を一括議題とし、市長の提案理由の説明を求めます。

望月市長。

〔市長 望月良男君 登壇〕

○市長（望月良男君） 皆様、おはようございます。

本日、ここに令和4年12月定例会が開会されるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政全般にわたり、格段の御指導、御鞭撻を賜り、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、本市の最重要課題でありますENEOS和歌山製油所の跡地活用につきましては、先日、ENEOS株式会社とトタルエナジーズより、持続可能な航空燃料の製造に関する事業化調査の対象製油所に和歌山製油所が決定した旨、発表がございました。地域の声を真摯に受け止めていただき、本年1月25日の和歌山製油所機能停止の報からおおよそ10か月で新たなエネルギー製造が有田の地で始まることを検討いただき、大変うれしく、ありがたく思っております。

また、市民の皆様には、署名活動など、これまでの跡地活用への取組に多大な御理解と御協力を賜っておりますことを、この場をおかりして御礼申し上げます。

今後においても、市民の皆様や地元企業と力を合わせ、国・県とも連携しながら本プロジェクトを万全の体制でサポートしていきたいと考えておりますので、引き続きの御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、12月に入り、市においては次年度の予算編成作業を行っております。来年度予算編成では、引き続き、未来への積極的な投資に取り組み、各施策において成長を強く意識するよう、職員へ指示したところです。各部署で責任を強く感じ、向き合うことで成長に

変えていくことがまちの発展につながります。そのために、各施策において、不断の見直しを図り、実践し、基本を忘れずに取組を進めてまいります。

併せて、今年度に予定している事業につきましても、円滑に実施してまいりますので、今後の市政運営に対しまして、議員各位の一層の御理解と御協力をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案の概要を申し上げ、詳細につきましては、参与員から補足をさせることといたします。

最初に、専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

議案第46号の令和4年度有田市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ1億9,238万2,000円を追加したものでございます。

内容は、住民税非課税世帯等に対する生活支援を目的とした給付金を支給するための経費でございます。

本件は、緊急を要し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたもので、ここに御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

次に、条例案について申し上げます。

議案第47号の有田市立保育所条例の一部を改正する条例は、有田市立糸我保育所を閉所するため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第48号の有田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第49号の有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、地方公務員法の一部改正に伴う整備及び手当の見直しのため、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第50号の有田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

議案第51号の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

議案第52号の有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、人事院の給与勧告に基づき、一般職の給与改定をしようとするものでございます。

議案第53号の有田市特別職給与条例の一部を改正する条例は、一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定しようとするものでございます。

議案第54号の有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定しようとするものでございます。

議案第55号の有田市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定しようとするものでございます。

議案第56号の有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、人事院の給与勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与改定をしようとするものでございます。

議案第57号の有田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例は、一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定しようとするものでございます。

議案第58号の有田市都市公園条例の一部を改正する条例は、有田市健康スポーツ公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、所要の改正をしようとするものでございます。

続きまして、補正予算案について申し上げます。

議案第59号の令和4年度有田市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ1億3,368万9,000円を追加しようとするもので、生活支援商品券やひとり親家庭有田市特別支援金の支給に要する経費のほか、本年9月の台風14号により被災した学校施設の災害復旧に要する経費などがございます。

次に、議案第60号の令和4年度有田市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ3億3,070万1,000円を追加しようとするもので、給与改定に伴う勤勉手当の増額措置及び人事異動等による更正や、令和3年度国庫負担金等の精算による国県への返還金のほか、公共施設の電気料や公共施設整備基金積立金の追加などを計上するものでございます。

また、年度内に完了できる見込みのない事業について、繰越明許費の設定をし、また、債務負担行為の追加及び地方債の変更についてお願いするものでございます。

議案第61号の令和4年度有田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ735万2,000円を追加しようとするもので、給与改定等による人件費の更正や過年度保険給付費等交付金の返還金などを計上するものでございます。

議案第62号の令和4年度有田市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ206万5,000円を追加しようとするもので、電気料及び修繕料の追加を計上するものでございます。

議案第63号の令和4年度有田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ1,761万8,000円を追加しようとするもので、給与改定等による人件費の更正のほか、令和3年度介護給付費国県負担金等の返還金及び過年度精算による繰出金を計上するものでございます。

議案第64号の令和4年度有田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ2,064万7,000円を追加しようとするもので、給与改定等による人件費の更正や過年度療養給付費負担金の精算による繰出金を計上するものでございます。

議案第65号の令和4年度有田市上水道事業会計補正予算（第1号）は、燃料価格の高騰に伴う電気料の追加を計上するものでございます。

なお、議案第46号の専決処分の承認、並びに議案第59号、議案第62号の2件の補正予算案につきましては、本日付で御先議を賜りたくお願いを申し上げます。

次に、議案第66号の工事請負契約の変更については、有和中学校建設工事の工事請負契約の一部を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第67号の工事請負契約については、市庁舎長寿命化改修、地下1階、1階、2階内部改修工事の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第68号の市道の認定については、箕島地内及び宮崎町地内において新たに市道として認定することについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第69号及び議案第70号の固定資産評価審査委員会の委員の選任については、現委員川口利之氏、九鬼百合子氏を引き続き選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

最後に、諮問第1号の人権擁護委員候補者の推薦につきましては、新たに古川眞澄氏を推薦いたしたく、意見を求めるものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、提出議案につきまして、私の説明を終わります。

何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（西口正助君） 市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、補足説明を許すことにいたします。

宮崎市民福祉部長。

○市民福祉部長（宮崎三穂子君） 議案第46号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度有田市一般会計補正予算（第4号））について、補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1億9,238万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を233億2,625万8,000円としたものでございます。

次に、予算の内容について、歳入から御説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費補助金で1億9,238万2,000円は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯への給付事業に要する事業費及び事務費の補助金でございます。

以上で、歳入を終わります。次に、歳出について御説明を申し上げます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費で1億9,238万2,000円は、右の説明欄、第12節で、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム改修委託料293万7,000円、給付金受付業務委託料214万2,000円、第18節で、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金1億8,500万円などでございます。

以上で、議案第46号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第47号、有田市立保育所条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

改正理由は、有田市立糸我保育所を閉所することに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

条例案につきまして御説明を申し上げます。

保育所の名称、位置及び入所定員を規定している第2表の別表中、有田市立糸我保育所の項を削除しようとするものでございます。

付則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第47号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（西口正助君） 嶋田経営管理部長。

○経営管理部長（嶋田博之君） 議案第48号、有田市職員の定年等に関する条例の一部を

改正する条例について、補足説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

内容といたしましては、令和5年度より、職員の定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制を導入しようとするものでございます。

1 ページをお願いいたします。

第1条の改正につきましては、地方公務員法の改正に伴い、定年年齢引上げに係る地方公務員法の引用条文が増えたことから、改正しようとするものでございます。

第3条につきましては、職員の定年年齢を65歳まで引き上げようとするものでございます。

次に、1 ページ下段から2 ページ中断までの第4条につきましては、定年を迎えてもなお、特定の事由により勤務を延長する職員の規定でございまして、文言の整備及びただし書において、管理監督職に係る異動期間を延長している職員の勤務延長については市長の承認を得たときに限るものとする規定を定めようとするものでございます。

また、第4条各項においては、文言整備でございます。

2 ページ中段をお願いします。

第6条につきましては、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入に伴う規定でございまして、その対象となるものとしまして、管理職手当の支給を受ける職員とするもの、また、第2号においては、医療職給料表3の適用を受ける職員の場合は、職務の級が5級以上であるものとする規定を定めようとするものでございます。

第7条につきましては、管理監督職勤務上限年齢としまして、60歳と定めようとするものでございます。

第8条につきましては、管理監督職勤務上限年齢による降任に当たっては、できる限り上位の役職に降任する規定を定めようとするものでございます。

3 ページ中段をお願いします。

第9条につきましては、管理監督職勤務上限年齢による降任をすべき職員について、当該職務が高度な知識・技能等を必要とする場合などにおいて、降任することで公務の運営に著しい支障が生じる場合、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる特例を定めようとするものでございます。

第10条につきましては、管理監督職に係る異動期間を延長する場合には、当該職員の同意を得る規定を定めようとするものでございます。

4 ページをお願いします。

第11条につきましては、管理監督職に係る異動期間を延長していた職員で、その事由が消滅された場合においては、他の職へ降任する規定を定めようとするものでございます。

第12条につきましては、60歳に達し、定年年齢までの間に一旦退職した職員を定年前再任用短時間勤務職員として採用することができる規定を定めようとするものでございます。

第13条につきましては、本条例の実施に関し、必要な事項を規則へ委任する規定を定めようとするものでございます。

その下の制定付則第3項につきましては、定年に関する経過措置を規定しようとするもので、令和5年4月1日より令和13年3月31日までの定年年齢について、段階的に引き上げる規定を定めようとするものでございます。

第4項につきましては、医師についても改正前での定年年齢は65歳と定めており、改正後においても、引き続き65歳を定年年齢とする規定を定めようとするものでございます。

第5項につきましては、当分の間、60歳の年齢に達する日の前年度に、60歳に達する日以降における任用や、給与に関する措置の内容を情報提供するとともに、当該職員に対し、勤務の意思を確認することを規定しようとするものでございます。

5ページ中段をお願いします。

改正付則といたしまして、第1条では、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするもので、改正付則第9条につきましては公布の日より施行しようとするものでございます。

第2条では、改正前の条例により定年後においても勤務を延長している職員については、引き続き勤務を延長するものとする規定を定めようとするもので、第2項においては、勤務を延長している職員の職制について、昇任、降任等の異動を認めない規定を定めようとするものでございます。

6ページをお願いします。

第3条第1項では、改正前の条例により再任用職員となっているものについて、改正後の条例においては暫定再任用職員として常勤採用することができる経過措置を規定しようとするもので、第2項では、定年年齢が65歳に到達する令和13年度末までの間、65歳に到達する年度の末日まで常勤の暫定再任用職員として採用することができる規定を定めようとするものでございます。

7ページ中段をお願いします。

第4条では、暫定再任用職員となるもののうち、短時間勤務となる職員に関する規定を定めようとするものでございます。

第5条では、令和3年改正法付則第8条第3項に規定する常勤の暫定再任用職員の昇任、降任等の特例として、条例として定める職及び年齢を規定しようとするものでございます。

8ページをお願いします。

第6条では、令和3年改正法付則第8条第4項に規定する短時間勤務の暫定再任用職員の昇任、降任等の特例の読替え適用を規定しようとするものでございます。

第7条では、令和3年改正法付則第8条第5項に規定する短時間勤務の暫定再任用職員が定年退職相当年齢に達するまでの間における昇任、降任等の特例とする職を規定しようとするものでございます。

第8条では、定年前再任用短時間勤務職員が常勤職であった場合に、適用される定年年齢に達した後に定年前再任用職員とすることができない規定を定めようとするものでございます。

9ページをお願いします。

第9条では、事前に情報提供及び勤務する意思の確認を行う対象として、基準とする年齢を60歳と規定しようとするものでございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第48号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、第49号、有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法の一部改正に伴う整備及び手当の見直しのため、所要の改正をしようとするものでございます。

内容といたしましては、年齢60歳を超える高齢期の職員の給料月額を、国及び民間との均衡の原則に基づき、60歳到達地点の給料月額の7割措置とする降給の導入及び定年前再任用短時間勤務制等を導入しようとするものでございます。

1 ページをお願いいたします。

第3条第1項第4号の改正は、給料表の名称を変更しようとするもので、第6項では、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間1時間当たりの額の算出方法を規定していき、引用する法律等に伴うものでございます。

第10条及び第14条の改正は、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるなど、必要な事項を改正しようとするものでございます。

2 ページをお願いいたします。

第17条の2の改正は、管理職手当の上限を引き上げようとするものでございます。

第17条の3の改正は、管理職が災害対応等で休日や平日深夜に勤務した場合に支給する管理職員特別勤務手当を規定しようとするものでございます。

第22条、第23条、第28条の改正は、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員等に改めようとするものでございます。

2 ページ下段から4 ページ上段にかけては、制定付則を規定しようとするもので、2 ページ下段の制定付則第2項は、年齢が60歳に達した翌年度における給料月額を100分の70とする措置を規定しようとするものでございます。

3 ページをお願いします。

制定付則第3項は、給料月額を100分の70とする措置を講じない職員を規定するもので、第1号では任期付職員等、第2号では市立病院に勤務する医師、第3号では管理監督職に係る異動期間を延長している職員、第4号では定年の特例により勤務延長をしている職員を規定しようとするものでございます。

制定付則第4項は、管理監督職勤務上限年齢制により、降任する管理監督職であった職員に対する給料月額の算定の特例として、60歳到達時点における給料月額の7割となるよう、降任後の給料月額の7割措置後の金額との差額を支給するための規定を定めようとするものでございます。

制定付則第5項は、第4項で規定する調整額の算定において、管理監督職を降任する前の基礎となる給料月額が、降任後の職務の級における最高号給の給料月額を上回る場合、当該最高号給の給料月額を上限として計算するための規定を定めようとするものでございます。

制定付則第6項は、管理監督職でなかった職員で給料月額の7割措置を受ける職員について、管理監督職であった職員との権衡上の必要と認められる場合において、給料月額を

調整することができる規定を定めようとするものでございます。

制定付則第7項は、管理監督職でなかった職員で給料月額7割措置を受ける職員に対し、任用の事情を考慮して権衡上の必要と認められる場合において、給料月額を調整することができる規定を定めようとするものでございます。

制定付則第8項は、第2項から第7項で定める規定のほか、施行に関する必要な事項を規則へ委任する規定を定めようとするものでございます。

4ページをお願いします。

別表第4では、職務の級に4級を追加し、基準給料月額を27万4,600円に規定しようとするものでございます。

別表第5では、職務の級に4級を追加し、基準となる職務を係長又は主査の職務に規定しようとするものでございます。

次に、改正付則といたしまして、第1条では、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

第2条では、制定付則第2項から第8項までの規定は、施行日前に勤務延長している職員には適用しない規定を定めようとするものでございます。

第3条第1項では、暫定再任用職員の給料月額が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする規定を定めようとするものでございます。

第3条第2項では、暫定再任用職員の育児短時間勤務に係る給料月額の算定方法の読替規定を定めようとするものでございます。

第3条第3項では、暫定再任用短時間勤務職員の給料月額の算定方法を、定年前再任用短時間勤務職員とした場合と同様として扱うものとする規定を定めようとするものでございます。

第3条第4項では、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新しい給与条例を適用する規定を定めようとするものでございます。

5ページをお願いします。

第3条第5項では、暫定再任用職員の期末手当は定年前再任用短時間勤務職員とみなして適用する規定を定めようとするものでございます。

第3条第6項では、暫定再任用職員の勤勉手当の読替規定でございます。

第3条第7項では、給与条例に規定する昇給や扶養手当、住居手当などについては、暫定再任用職員には適用しない規定を定めようとするものでございます。

第3条第8項では、改正付則第2条及び第3条に掲げる経過措置について、必要な事項は規則委任する規定を定めようとするものでございます。

第4条では、この条例の施行に関して必要な経過措置について、規則委任する規定を定めようとするものでございます。

末尾に新旧対照を添付してございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第49号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第50号、有田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

主な内容といたしましては、定年年齢が60歳から引き上げられることにより、退職理由の適用期間が延長されることとなることから、当該引き上げられた期間内で退職する場合、当分の間、定年退職として算定すること、また、60歳を超えて勤務する職員の給料月額が減額されることから、退職時における退職手当の基本額については60歳の年度における給料月額とするための規定を定めようとするものでございます。

1 ページをお願いいたします。

第1条による改正は、有田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正しようとするもので、第2条第1項では、再任用制度が廃止されることに伴い、その根拠となっていた法律の条項番号が削除されたことから、その条文を削除しようとするものです。

第2条第2項の改正は、非常勤職員の退職手当に係る取扱いについて、現行では1か月間で18日以上勤務した月が連続して12か月続いた場合に退職手当の対象となりますが、18日以上勤務するという要件について、1か月の勤務日数が20日に満たない場合、18日から20日と、当該日数との差に相当する日数を減じた日数にできるよう、勤務日数の取扱いを緩和する規定に改正しようとするものでございます。

第4条及び第5条の改正は、引用する法律の条項番号の異動等に伴う改正をしようとするものでございます。

第5条の3及び第11条の2の改正は、早期退職に係る割増し加算の対象年齢として、定年から減じる年齢を15年から20年に改正しようとするものでございます。

第13条の改正は、雇用保険法の一部改正による国家公務員退職手当法の改正に準じた規定の整備でございます。

次の2ページにかけまして、離職したもののうち、事業を開始したものに対する受給期間の特例措置が定められたことに伴い、失業者の退職手当制度につきましても同様の改正を行うものでございます。

第17条、第18条、第20条の改正は、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員にするほか、文言整備をしようとするものでございます。

2ページ中段の制定付則において、第3項から第14項までの規定を削除するのは、本条例制定が昭和38年であり、現在または将来においては、第3項から第14項まで該当する職員がいないため、削除しようとするものでございます。

制定付則第16項から2ページ下段の制定付則第22項までの改正は、文言整備等をしようとするものでございます。

2ページ最下段から4ページにかけては、新たに制定付則を規定しようとするもので、第12項及び3ページの第13項では、当分の間、60歳に達した日以後、定年年齢に達するまでの間に、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額について、定年退職した者等に対する退職手当の基本額に係る規定を準用しようとするものでございます。

第14項では、市立病院に勤務する医師については前2項の規定を適用しない規定を定めようとするものでございます。

第15項では、定年年齢引上げに伴う給料月額7割措置について、給料月額の減額改定に

該当しないものとする規定を定めようとするものでございます。

第16項から4ページ目中段の第20項までの規定は、当分の間、早期退職割増しの対象期間について、現行の定年年齢である60歳と退職の日における年齢との差に相当する年数1年につき算定する率を定めようとするものでございます。

4ページ下段をお願いします。

第2条による改正から、5ページ上段の第4条による改正は、引用条例の条項番号の異動などに伴うものでございます。

付則といたしまして、第1条では、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするもので、第1条に掲げる第13条第4項の改正規定及び付則第3条については、公布の日から施行しようとするものでございます。

第2項では、第13条第4項の改正規定及び付則第3条については、国家公務員退職手当法の改正規定に係る適用日に準じ、令和4年7月1日から適用しようとするものでございます。

第2条では、暫定再任用職員に対する退職手当の支給について、既に退職手当を支給されている職員であることから、支給しない規定を定めようとするものでございます。

第3条では、第13条第4項の規定において、必要な経過措置を定めるものでございます。末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第50号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第51号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、補足説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

内容といたしましては、定年年齢が60歳から引き上げられることにより、6つの条例について整備するとともに、1つの条例を廃止しようとするものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1条では、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正でございまして、給料月額7割措置に伴い、当該措置前に減給処分を受け、その期間が7割措置実施後にも及ぶ場合において、その減給額が7割措置適用後の給料月額の10分の1を超えるときは、当該減給額が7割措置後の給料月額の10分の1を超えないよう、制限規定を設けようとするものでございます。

第2条では、職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正でございまして、管理監督職勤務上限年齢制により給料月額が下がることに伴う転任、また給料月額7割措置が本人の意に反する分限処分の降給に該当することから、所要の手續等を条例に追加しようとするものでございます。

第1条の改正は、引用法令の追加に伴うものでございます。

第2条の改正は、1ページ下段から2ページ上段までありまして、降任、免職、休職及び降給に係る所要の手續を追加するものでございます。また、この第2条を第2条の4とし、第2条、第2条の2、第2条の3を新たに規定しようとするものでございます。

2ページをお願いいたします。

新たに規定する第2条につきましては、管理監督職勤務上限年齢制による降給に伴う転任が分限処分の降給に該当することを追加するものでございます。

第2条の2及び第2条の3につきましては、降格及び降号の理由として、人事評価に基づき、勤務実績がよくないと認められる場合の規定を追加しようとするものでございます。3ページ中段をお願いいたします。

第3条では、有田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございまして、管理監督職勤務上限年齢制による特例任用となった管理監督職は、育児休業することができない職員に追加する改正や、その他所要の改正をしようとするものでございます。

第4条では、有田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございまして、新しく導入する定年前再任用短時間勤務職員に対する勤務時間、週休日及び勤務時間の割り振り並びに年次有給休暇等の定めを現行の再任用短時間勤務職員と同様とする改正をしようとするものでございます。

第5条では、有田市人事行政の運営の状況の公表に関する条例の一部改正でございまして、引用する条項番号の異動に伴う改正をしようとするものでございます。

第6条では、有田市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正でございまして、引用する条項番号の異動等に伴う改正及び再任用職員、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に変更する改正、また、派遣できない職員に管理監督職勤務上限年齢制による特例任用となった管理監督職を追加しようとするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第7条では、有田市職員の再任用に関する条例について廃止しようとするもので、地方公務員法において再任用制度の根拠であった同法第28条の4及び第28条の5が削られたことによる制度廃止により、本条例を廃止しようとするものでございます。

付則としまして、第1条では、本条例は令和5年4月1日から施行をしようとするものでございます。

第2条では、有田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、暫定再任用職員で短時間勤務の職員については、改正後における定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用しようとするものでございます。

第3条では、有田市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、第1項では暫定再任用短時間勤務職員を、また、第2項では暫定再任用職員を、それぞれ新条例において、定年前再任用短時間勤務職員とみなそうとするものでございます。第3項では、新条例施行前に勤務延長している職員について、新条例施行後においても勤務延長することとされている職員とみなすものとして、新条例の規定を適用しようとするものでございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、議案第51号の付則説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第52号、有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

本条例は、人事院の給与勧告に基づき、一般職の給与改定をしようとするものでございます。

内容といたしましては、本年度から勤勉手当の支給額を0.1か月分引き上げるとともに、給料月額についても平均で0.3%引き上げようとするものでございます。

1 ページをお願いいたします。

第1条中、第23条の改正は、本年12月支給分に係る勤勉手当の率を引き上げようとするものでございます。

次に、2 ページから16ページの別表の改正は、給料表についてそれぞれ記載のように改めようとするものでございます。

17ページをお願いいたします。

第2条中、第23条の改正は、勤勉手当の率を改めようとするものでございます。

付則といたしまして、第1項は施行期日でございます。条例を公布の日から施行するものとし、第2条の規定については、令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

第2項は、第1条の規定による改定後の給与条例の規定について、令和4年4月1日から適用しようとするものでございます。

第3項は、改正前の規定に基づき支払われた給与を改正後の規定による支払いの内払いとみなす規定でございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、議案第52号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第53号、有田市特別職給与条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

本条例は、一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定しようとするものでございます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、今年12月支給分に係る特別職の期末手当の支給額を0.1か月分引き上げようとするものでございます。

第2条は、令和5年4月1日以降の特別職の期末手当について、6月期、12月期の支給率をそれぞれ改めようとするものでございます。付則といたしまして、施行期日、適用日、内払いについて規定してございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、議案第53号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第54号、有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

本条例は、一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定しようとするものでございます。

内容といたしましては、特別職と同様に期末手当の支給額を0.1か月分引き上げようとするものでございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、議案第54号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第55号、有田市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正

する条例について補足説明を申し上げます。

本条例は一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定しようとするものでございます。

内容といたしましては、特別職と同様に期末手当の支給額を0.1か月分引き上げようとするものでございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第55号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第56号、有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

本条例は、人事院の給与勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与改定をしようとするものでございます。

内容といたしましては、本年度から期末手当の支給額を0.05月分引き上げるとともに、給料月額についても引き上げようとするものでございます。

第1条中、第8条の改正は、本年12月支給分に係る期末手当の率を0.05月分引き上げようとするものでございます。

次に、別表の改正は給料表について改定しようとするもので、別表第1では、特定任期付職員、別表第2では、特定業務等従事任期付職員の給料月額を記載のように改めようとするものでございます。

第2条中、第8条の改正は、期末手当の率を改めようとするものでございます。

2ページをお願いします。

付則といたしまして、第1項は施行期日でございます。条例を公布の日から施行するものとし、第2条の規定については、令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。第2項は、第1条の規定による改定後の給与の規定について、令和4年4月1日から適用するものでございます。第3項は、改定前の規定に基づき支払われた給与を改正後の規定による支払いの内払いとみなす規定でございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第56号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第57号、有田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

本条例は、一般職の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定しようとするものでございます。

内容といたしましては、令和4年12月に支給する期末手当について0.1か月分引き上げようとするもの、また令和5年6月以降の期末手当については、支給率を改定しようとするものでございます。

付則といたしまして、第1項は条例を交付の日から施行するものとし、令和4年12月1日に適用しようとするものでございます。第2項は、改定前の規定に基づき支払われた期末手当を、改定後の規定による支払いの内払いとみなす規定でございます。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第57号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（西口正助君） 伊藤教育次長。

○教育次長（伊藤正人君） 議案第58号、有田市都市公園条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

本条例は有田市健康スポーツ公園の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため、所要の改正をしようとするものでございます。

条例案につきまして御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第2条の表に施設の名称及び所在地といたしまして、有田市健康スポーツ公園、有田市初島町浜1665番地を追加してございます。

第17条では、施設の管理について地方自治法の第244条の2、第3項の規定により、施設の管理を指定管理者が行うことができるように規定しています。

第15条では、多目的グラウンド及び屋根付き多目的広場を指定有料運動施設と規定しています。

第16条では、指定管理者が行う業務について。

2 ページをお願いいたします。

第17条では、管理の適正を期するため、指定管理者に対し事業の報告の義務や調査や指示等に従うことを規定しています。

第18条では、指定有料運動施設の休場日を原則12月29日から翌年1月3日までと規定し、第19条では、指定有料運動施設の供用時間を原則午前8時から午後9時30分までと規定しています。

第20条では、指定有料運動施設の利用許可について、第21条では利用の制限等について規定しています。

第22条では、指定有料運動施設の利用料金等を定めています。具体的な利用料金は3ページ、別表第2をお願いします。施設や種別、市内市外、照明施設の利用のあるなしなどによって、それぞれ1時間当たりの料金を記載しています。

第23条では、指定管理者による個人情報の秘密保持義務を規定しています。

4 ページをお願いいたします。

付則といたしまして、第1条では施行期日を、第2条では準備行為について規定しています。

末尾に新旧対照表を添付してございますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、議案第58号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（西口正助君） 嶋田経営管理部長。

○経営管理部長（嶋田博之君） 議案第59号、令和4年度有田市一般会計補正予算（第5号）について補足説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1億3,368万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を234億5,994万7,000円とするものでございます。

次に、予算の内容について、歳入から御説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第4目災害復旧費負担金で補正額293万7,000円は、文教施設災害復旧費への公立諸学校建物其他災害復旧費負担金を、また、次の第2項国庫補助金、第1目総務費補助金で補正額8,855万5,000円は、戸籍住民基本台帳費への新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をそれぞれ見込み計上してございます。

第17款、第1項給付金、第2目民生費給付金で補正額1,760万円は、ふるさと応援給付金を、また第18款繰入金、第1項基金繰入金、第6目ふるさと応援基金繰入金で補正額150万円は、ふるさと応援基金からの取崩しをそれぞれ見込み計上してございます。

次の第19款、第1項、第1目繰越金で補正額2,309万7,000円は、前年度からの繰越金でございます。

以上で歳入終わりました、次に歳出について御説明を申し上げます。

5ページをお願いいたします。

第2款総務費、第3項、第1目戸籍住民基本台帳費で補正額1億811万8,000円は、行政手続の効率化につながるマイナンバーカードの普及率向上と物価高騰への生活支援を図るため、カード取得者1人につき、5,000円分の商品券を支給するものでございます。

主なものは、第18節負担金補助及び交付金の生活支援商品券1億円のほか、事務費として、郵便料450万円、マイナンバーカード交付支援業務委託料352万5,000円などをそれぞれ見込み計上してございます。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費で補正額1,910万円は、有田市独自の支援事業として、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に対し、子供1人につき5万円を支給するもので、第18節負担金補助及び交付金のひとり親家庭有田市特別支援金1,910万円を見込み計上してございます。

なお、当該支援を早期に行うため、速やかな事務執行に努め、令和4年中の支給を予定してございます。

次に、第6款商工水産費、第2項水産業費、第4目漁業集落排水事業費で補正額206万5,000円は、漁業集落排水事業特別会計において不足する電気料及び逢井漁業集落排水施設の修繕料に対し、繰り出しをしようとするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第10款災害復旧費、第3項文教施設災害復旧費、第1目公立学校施設災害復旧費で補正額440万6,000円は、令和4年9月の台風14号の暴風により被災した学校施設の災害復旧費で、糸我小学校防球ネット復旧工事98万9,000円及び文成中学校防球ネット復旧工事費341万7,000円をそれぞれ見込み計上してございます。

以上で、議案第59号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第60号、令和4年度有田市一般会計補正予算（第6号）について補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ3億3,070万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を237億9,064万8,000円とするものでございます。

次に第2条の繰越明許費でございます。

4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費は、第6款商工水産費、第1項商工費の観光推進事業におきまして、年度内にその支出が終わらない見込みでございますので、記載のとおり繰越明許費を設定するものでございます。

続きまして、第3条の債務負担行為の補正でございます。

第3条の債務負担行為補正で追加がございます。保田保育所改築工事監理業務委託料及び保田保育所改築工事費、健康スポーツ公園指定管理料、学校給食調理業務委託料について、記載のとおり期間、限度額を債務負担行為として設定するものでございます。

次に第4条地方債の補正でございます。第4条の地方債補正は変更でございます。臨時財政対策債で発行額の確定に伴い、起債の限度額を1億4,000万円から1億2,357万3,000円に変更するものでございます。

次に、予算の内容につきまして、歳入から御説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第9款、第1項、第1目地方特例交付金で補正額545万4,000円、第2項、第1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金で補正額128万円、第10款、第1項、第1目地方交付税で補正額2億7,974万8,000円は、それぞれ交付額の確定等に伴う追加でございます。

第12款分担金及び負担金、第1項分担金、第3目土木費分担金で補正額15万1,000円は、砂防費への急傾斜地崩壊対策事業費分担金を見込み計上してございます。

第15款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費負担金で補正額87万3,000円は、老人福祉費への後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金を見込み計上してございます。

次に6ページ下段から7ページにかけまして、第17款、第1項寄付金、第5目衛生費給付金で補正額30万2,000円は、保健衛生費への健康推進事業費給付金を見込み計上してございます。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金で補正額1,830万円の減額は、財政調整基金からの取り崩しを一部取りやめるものでございます。

また、第3項特別会計繰入金、第1目介護保険特別会計繰入金で補正額1,970万円は介護保険特別会計から、また、第2目後期高齢者医療特別会計繰入金で補正額1,947万5,000円は後期高齢者医療特別会計からのそれぞれ繰入金でございます。

次に第19款、第1項、第1目繰越金で補正額5,224万6,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第20款諸収入、第4項、第1目雑入で補正額392万9,000円は、過年度有田周辺広域圏事務組合負担金返還金を見込み計上してございます。

第21款、第1項市債、第7目臨時財政対策債で補正額1,642万7,000円の減額は、臨時財政対策債の発行可能額の確定によるものでございます。

以上で歳入終わりました。次に歳出について御説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

第1款、第1項、第1目議会費で補正額49万6,000円は、職員給与費において、人事異動等に伴う更正によるものでございます。

以下、第2款の総務費から24ページの第9款教育費までの特別職給与費及び職員給与費

につきましても、人事院の給与勧告に基づく補正、または人事異動等に伴う更正による補正でございます。また、会計年度任用職員の報酬等につきましても、一般職の給与改定に準ずる補正を行っているところでございます。

なお、今回の退職手当及び各種手当等を含めました一般職給与費全体の補正額は、1億1,574万6,000円の追加でございます。

以降は給与費以外の補正につきまして御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第2目財政管理費で補正額2億円は、基金積立事業における公共施設整備基金積立金2億円を、今後の基金活用を見込み計上してございます。

下段の第8目企画費で補正額5,756万6,000円の減額は、企画事務事業における有田周辺広域圏事務組合負担金を減額するものでございます。

恐れ入りますが、12ページをお願いいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費で、右の説明欄5、国民健康保険特別会計繰り出し事業における繰出金663万2,000円を、次の6、生活困窮者自立支援事業における令和3年度新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金返還金159万1,000及び令和3年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金返還金308万5,000円をそれぞれ見込み計上してございます。

次に第3目老人福祉費で、補正額5万9,000円は、右の説明欄8、介護保険特別会計繰出事業における繰出金を111万3,000円減額する一方、9、後期高齢者医療特別会計繰出事業における繰出金117万2,000円を追加するものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費で補正額1,543万4,000円は、令和3年度新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金返還金1,067万3,000円及び令和3年度子ども・子育て支援事業国庫交付金返還金476万1,000円を、また、第2目児童措置費で補正額66万4,000円は、令和3年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金返還金をそれぞれ見込み計上してございます。

15ページをお願いいたします。

第3項生活保護費、第1目生活保護総務費で右の説明欄2、生活保護事務事業におきまして、令和3年度医療扶助費等国庫負担金返還金3,026万3,000円ほか2件を、また、次の16ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費で右の説明欄3、母子保健推進事業におきまして、子育て支援に使用する保険事業備品35万8,000円をそれぞれ見込み計上してございます。

少し飛びまして、20ページをお願いいたします。

第7款土木費、第7項砂防費、第1目急傾斜地崩壊防止対策費で補正額50万5,000円は、宮崎町において県が実施する県営急傾斜地崩壊防止対策事業への負担金でございます。

21ページ下段をお願いいたします。

第9款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費で補正額623万2,000円は、小学校における電気料、また22ページ上段の第3項中学校費、第1目学校管理費で、補正額428万1,000円は中学校における電気料、また23ページ下段の第4項社会教育費、第9目市民会館

費で、右の説明欄 2、市民会館管理運営事業における市民会館の電気料190万3,000円を、電気料金の値上げにより予算不足が見込まれるため、それぞれ補正をお願いするものでございます。

なお、25ページ以降に給与費明細書、29ページに性質別分類表を添付してございますので、よろしく申し上げます。

以上で、議案第60号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（西口正助君） 宮崎市民福祉部長。

○市民福祉部長（宮崎三穂子君） 議案第61号、令和4年度有田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出それぞれ735万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億2,364万8,000円にしようとするものでございます。

予算の内容につきましては、歳入から御説明を申し上げます。

3 ページをお願いいたします。

第5款繰入金、第1項、第1目一般会計繰入金の補正額663万2,000円は、職員給与費の更正に伴う一般会計からの繰入金の増額でございます。

第6款、第1項、第1目繰越金の補正額67万円は、前年度繰越金を増額してございます。

第8款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目社会保障税番号制度システム整備費補助金の補正額5万円は、マイナンバーカードの周知に係る補助金でございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の補正額729万1,000円の増額と第5款保険事業費、第1項、第1目特定健康診査等事業費の補助金、補正額60万9,000円の減額は、いずれも人事異動及び給与改定等による職員給与費の更正でございます。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第3目償還金の補正額67万円は、精算に伴う令和3年度保険給付費等交付金返還金でございます。

以上で、議案第61号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（西口正助君） 上田経済建設部長。

○経済建設部長（上田敏寛君） 議案第62号、令和4年度有田市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ206万5,000円を追加し、総額を7,222万6,000円と定めようとするものでございます。

予算の内容につきましては、3 ページをお願いいたします。

歳入から御説明申し上げます。

第4款繰入金、第1項、第1目一般会計繰入金206万5,000円は、全額一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

第1款、第1項漁業集落排水事業費、第1目漁業集落排水施設管理費で補正額206万5,000円は、右、説明欄、漁業集落排水施設の維持管理に要する経費で、電気料金の高騰による矢櫃漁業集落排水施設の電気料4万1,000円、逢井漁業集落排水施設の電気料48万4,000円の増額と、逢井漁業集落排水処理施設内において、汚水からごみ等を除去する設備であるスクリーンユニットの修繕料154万円をお願いするものでございます。

以上で、議案第62号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（西口正助君） 宮崎市民福祉部長。

○市民福祉部長（宮崎三穂子君） 議案第63号、令和4年度有田市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出それぞれ1,761万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億9,404万4,000円にしようとするものでございます。

予算の内容につきましては、歳入から御説明を申し上げます。

3 ページをお願いいたします。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第5目その他一般会計繰入金111万3,000円の減額は、職員給与費の更正に伴う一般会計からの繰入金の減額でございます。

第8款、第1項、第1目繰越金の補正額1,676万1,000円は、前年度繰越金を増額してございます。

第9款諸収入、第2項、第2目雑入の補正額197万円は、令和3年度有田周辺広域圏事務組合負担金の介護認定審査会共同設置負担事業の精算による返還分でございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の補正額は334万4,000円の増額でございます。

内容は、人事異動及び給与改定等による職員給与費の更正で137万4,000円の増額と令和3年度有田周辺広域圏事務組合負担金の精算に伴う返還金197万円を一般会計へ繰り出すものでございます。

第4款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費、第2目介護予防ケアマネジメント事業費14万8,000円の増額。

5 ページをお願いいたします。

第3項包括的支援事業・任意事業費、第1目総合相談事業費10万5,000円の増額、第3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費83万2,000円の減額、第7目認知症総合支援事業費190万8,000円の減額は、いずれも人事異動及び給与改定等による職員給与費の更正でございます。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金の補正額1,676万1,000円の増額は、令和3年度介護給付費国県負担金及び地域支援事業国県交付金の精算による返還金でございます。

以上で、議案第63号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第64号、令和4年度有田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出それぞれ2,064万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億8,024万1,000円にしようとするものでございます。

内容につきましては、歳入から御説明を申し上げます。

3 ページをお願いいたします。

第3款、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金の補正額は117万2,000円の増額でございます。

内容は、保険基盤安定制度負担金の確定に伴う保険基盤安定繰入金の増額116万4,000円、職員給与費の更正に伴う職員給与費繰入金8,000円の増額でございます。

第5款諸収入、第3項、第1目雑入の補正額1,947万5,000円は、令和3年度療養給付費負担金の精算に伴う後期高齢者医療広域連合からの返還金でございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の補正額は、1,948万3,000円の増額でございます。

内容は、人事異動及び給与改定等に伴う職員給与費の更正で8,000円増額、令和3年度療養給付費負担金の精算に伴う返還金1,947万5,000円を一般会計へ繰り出すものでございます。

第2款、第1項、第1目後期高齢者医療広域連合納付金の補正額116万4,000円の増額は、保険基盤安定制度負担金の確定によるものでございます。

以上で、議案第64号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（西口正助君） 北野水道事務所長。

○水道事務所長（北野宏幸君） 議案第65号、令和4年度有田市上水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

1 ページ、第2条をお願いします。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち、水道事業費用を1,760万円増額し、4億7,869万円に定めるものでございます。

次に、6 ページをお願いします。

実施計画説明書です。収益的支出で水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費、動力費で補正額1,760万円は、燃料価格の高騰に伴う電気料金の値上がりにより動力費の不足が見込まれるため、増額するものでございます。

2 ページから5 ページにかけて、関係資料を添付しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第65号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（西口正助君） 嶋田経営管理部長。

○経営管理部長（嶋田博之君） 議案第66号、工事請負契約の変更について補足説明を申

上げます。

内容につきましては、有和中学校建設工事の工事請負契約について、コロナ禍が長期化する中で、物流停滞による資材調達の支障や世界情勢の悪化、急激な円安などによる建設資材の価格高騰により増額が必要となったことから、工事請負金額を変更しようとするものでございます。

変更請負金額は49億2,279万9,200円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は4億4,752万7,200円、変更による増加額は8,499万9,200円であり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

以上で、議案第66号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第67号、工事請負契約について補足説明を申し上げます。

内容につきましては市庁舎長寿命化改修で、庁舎地下1階、1階、2階の内部改修工事の請負契約を締結するに当たり地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

契約金額は3億4,518万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は3,138万円で、契約の相手方は和歌山県有田市辻堂446番地、株式会社保田組 代表取締役 北畑忍でございます。

選定に当たっては、条件付一般競争入札に付し、令和4年11月21日に開札したところ、2社の応札があり、最低価格を提示した同社と仮契約の締結を行っているところでございます。

以上で、議案第67号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（西口正助君） 上田経済建設部長。

○経済建設部長（上田敏寛君） 議案第68号、市道の認定について、補足説明を申し上げます。

2ページをお願いいたします。

箕島地内の都市計画街路愛宕川端線と宮崎町地内の逢井アクセス道路の2路線については、国費を活用し、道路を新設置するに当たり、道路法の規定に基づく道路の区域決定、いわゆる市道に認定されていることが国費交付の要件であることから、今回、新たに市道31号線並びに市道992号線として市道認定することについて議会の議決を求めます。

以上で、議案第68号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（西口正助君） 説明漏れはありませんか。――以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまの提案理由の説明において、市長より議案第46号の専決処分の承認並びに議案第59号及び議案第62号の2件の補正予算については、本日付で先議されたいとの申出があります。

お諮りいたします。

議案第46号の専決処分の承認並びに議案第59号及び議案第62号の2件の補正予算案については、本日付で先議したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西口正助君） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号の専決処分の承認並びに議案第59号及び議案第62号の2件の補正予算案については、本日付で先議することに決しました。

これより先議する3件の議案について質疑に入ります。

まず、議案第46号について質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西口正助君） 御質疑なしと認めます。

次に、議案第59号について質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西口正助君） 御質疑なしと認めます。

次に、議案第62号について質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西口正助君） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

次に、議案第46号、議案第59号及び議案第62号については、予算決算委員会に付託いたしますので、ただいまより全員協議会室において予算決算委員会を開催し、よろしく御審議のほどお願いいたします。

予算決算委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前 11時35分 休憩

午後 0時25分 再開

○議長（西口正助君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続いたします。

議案第46号、議案第59号及び議案第62号の審査の結果について、予算決算委員会委員長から報告を願うことにいたします。予算決算委員長成川満君。

○予算決算委員会委員長（成川 満君） 予算決算委員会から報告をいたします。

本日、当委員会に付託されました案件について、当局の出席を求め、委員会を開きました。

慎重審査の結果、議案第46号、専決処分の承認を求めることについて（令和4年度有田市一般会計補正予算（第4号））につきましては承認することに決し、議案第59号、令和4年度有田市一般会計補正予算（第5号）及び議案第62号、令和4年度有田市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算決算委員会からの報告といたします。

○議長（西口正助君） 委員長の報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西口正助君） なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより審議に入ります。

まず、議案第46号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西口正助君） 全員起立であります。よって、議案第46号は承認されました。

次に、議案第59号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西口正助君） 全員起立であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に議案第62号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西口正助君） 全員起立であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

これにて本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明3日から12日までの10日間は、議事の都合により休会といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西口正助君） 御異議なしと認めます。よって、明3日から12日までの10日間は休会することに決しました。

次会は、来たる12月13日午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時30分 散会

